

# 四季草

秋上

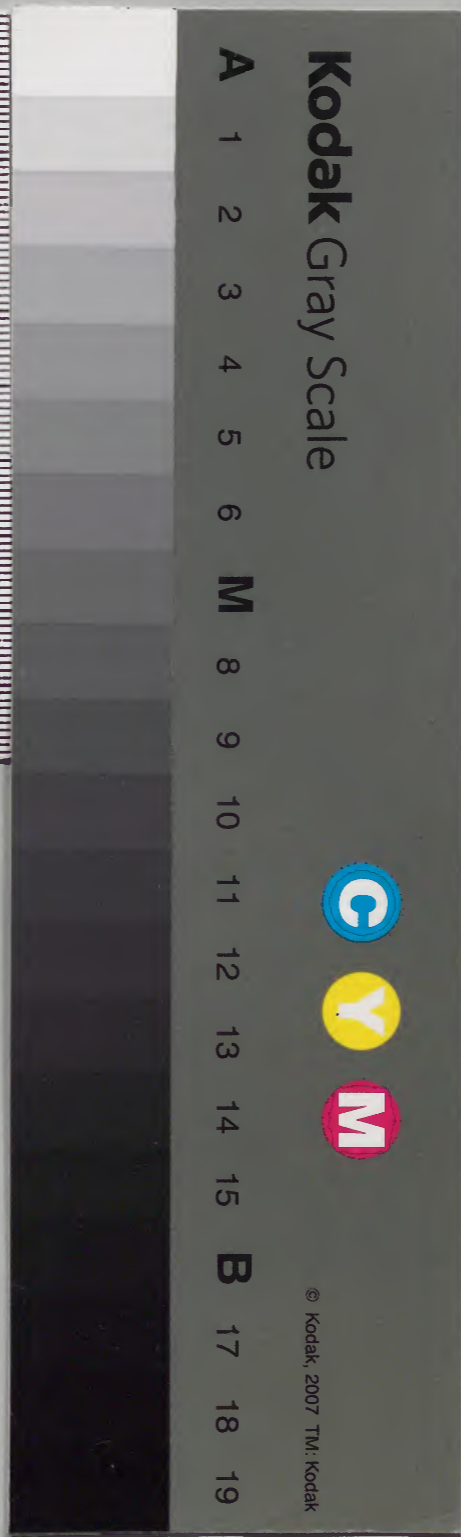
四

内閣文庫	和書
架冊號類	四七八
函	四

太政官文庫	
和	一七
冊架函號	七〇八八

内閣文庫	
番號和	11418
冊數	7 (4)
函號	212 35

丙一三六五號



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



四書州四之卷 秋草上

目錄

武家禮法之部

武家禮法

武家禮法

諸君

武家

武家禮法

武家禮法

諸君

武家

武家禮法

武家禮法

武家禮法

諸君

武家

武家禮法

武家禮法

諸君

武家

武家禮法

武家禮法

諸君

武家

武家禮法

武家禮法

諸君

武家



教部省  
文庫印

四季艸四之卷 秋草上

○目錄

○武家禮法之部

武家禮法

小笠原伊勢

諸禮

無禮人

陪臣無禮

當世人

故實

○人

品稱呼之部

公方

御臺

殿

樣

若殿

御簾中

奧樣

上樣

女房

新造

御前樣

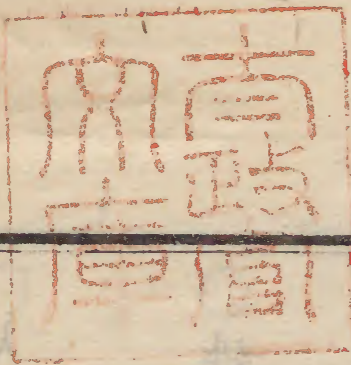
御袋

女郎

家來

御所

御袋



○四季艸の卷上目錄

〇一



○人體之部

月代

額隅

女假粧齒黒  
抜眉

下髮

○姓名之部

姓氏差別

姓

氏

八色外姓

尸

複姓單姓

姓ニ付タル氏

假名

實名

字

童名

兵衛衛門

百官

東百官

太郎次郎

氏左衛門 右衛門  
権

某内

某藏  
某作

小太郎又太郎

某太夫

助丞

諱

諡

反名

女名於字

○役名之部

家老

年寄

城代

用人

奉行

奏者

馬廻

代官

同朋

中間

侍力者  
雜色

小者

右筆

藏法師

足輕

通計六十三條







を奪取ウキヒするにあらざりて政成申行むるは小よ  
りて公家武家と二つよりなるべし。かくて公家よりとらり  
公家礼あり。武家も武家の礼出来き。天下の万民武威  
成怖るウカシ。皆その武家礼よりとらり。事とありぬ。  
乃ち自然の勢なり。かくて鎌倉の代ホロにむく相継て足利尊  
氏公天下に政を取行ひし事とありて後三代の將軍義満  
公の世小およむて。更ニ武家の礼法を定めて。礼書成作ヤ給  
ひし。その書ハ應仁の大乱ワシレツに紛失マシしたる。其の  
雜ニ拾遺ニ藤原行ニ定作ニ云。公方義満の世より將軍家を公方と称  
して。万事の礼法成院に御所ニ比シし。此時は武家の

故實を定めむとて。今川左京大夫氏頼小笠原兵庫助長秀  
伊勢武藏守満忠等ニ下知シて。天下に侍を十一位ニ分ら  
せり。所謂御一族大名守護外様評定衆御供衆申次  
番方クニウラ國人奉公方ミナシ未男ニ公方ニの直臣ハ胎中六位ニ  
比シせる故叙爵の時五位あり。未男ハ無官の御家人をい  
ふなり。然しとて六位ニ準スたるなり。其外ニ方ニ武法ニ成編ニ  
る事十二卷。小をニ鎌方ニの書ニと申スあり。云々貞丈按ス。  
此説ハ誤なり。公方の称ハ義満公の時始るニ。此下ニ事  
委ニ記ニ。小笠原兵庫助長秀ハ彼家ニ系圖ニ見スえル。此バ  
違スひス。今川左京大夫氏頼伊勢武藏守満忠の二人



ハ今川伊勢両家の系圖不あき人形也。義満公の時より如此  
の人曾て無し又將軍の家臣の階級シナハ十一位ノを限リらば此  
外ニもあまの何事あり。是等これ妄説シて取リ  
たりば。南朝記傳より應永三年丙子春小笠原長秀今川  
範忠伊勢貞行小仰せて。武家の禮式を定むと見え。是  
長秀範忠貞行三人と云ふ三家の系圖不見え。たゞ是  
ハ違ヒあり。雜ニ拾遺ニは是をとり違へるものあり。又  
かの時作ニ定めらるる。禮書の名ハ三議一統と云ふ由  
れ説あり。だがおぼはるるし。今世も三議一統といふ書ハ  
きとも。その小笠原長秀が隨筆の當家弓法集といふ書

の發端小。後人の序と續鳥家門といふ一篇を作リ加へ。其  
序より義満公に仰ふより。小笠原兵庫助長秀今川左京大夫  
氏頼伊勢武藏守滿忠三人議定して撰シ書あるゆゑ。此  
書ハ三議一統大雙紙と名付る由ハ記シたる。是當家  
弓法集を云ひて。義満公の仰ふより撰ヒりや。いふ  
よるこそ。さういふと云ふ。かた序に。後人の偽キ作サし  
て付添ふは。なり。これ當家弓法集ハ熟覽スるふ。いふ  
ふと。ふも。たゞ。私ノ隨筆ノものに見ゆ。將軍の仰  
ふより。撰ビ體ハふ。あ。私ハ隨筆ハあ。一ハ言ハ  
いふ。事ハなり。將軍の仰ふより。撰ビ書ハあり



バ難じこのむづき事甚多し委志此事も予が先年  
著したる三議一統辨といふ書に記せり。前もいふ  
如く。義満公の時作らるる礼書ハ。應仁の乱れ時亡ひ失  
ちりあり。道照愚草伊勢六郎左衛門尉平貞順の記あり。天文永祿頃の人あり。云。殿中の  
礼節。并諸人官の事。勿論昔より御法度雖有之。猶以被  
定置訖。爲御物殿中不出の御式目ハ。應仁の一乱小紛失云  
云。此段常々汲古被仰聞しとあり。貞仍も同前し物語申  
たる由。貞遠注し置し内し在之云こと記せり。汲古ハ政所  
職伊勢伊勢  
守平。貞宗朝臣。号汲古齋。法名金仙寺。貞頼ハ伊勢下総守貞仍。後改  
貞頼。号宗五。又鳩拙齋。貞遠ハ伊勢右京亮。三人共將軍義政公の代  
の臣。彼禮書亡び失せし事是れ知らるる也。

小笠原 伊勢

小笠原家ハ弓馬の家なり。京都將軍家の御師範あり。其頃弓馬ハ御當流と稱し。此家代宗よりして。諸士其門  
人と成りしあり。小笠原ハ其頃節朔衆より。年始五節  
供朝日十五日ばこのを出仕する家なり。有しゆ殿中の  
礼法の事ハハかきしり。其由も管中ハ  
座敷に立ぬるも。冠婚等の礼ハ知る家あり。然るも今  
世小笠原流と稱して。座敷に立ふるも以下教る人何ぞ。是  
ハ彼家の私に家風あり。世ハ伊勢流といふハ我家の事なり。  
予が先祖ハ代々伊勢守に任じ。政所職御所奉行をうけ



給りし日に出仕し殿中の作法を司せしを大り同氏  
もあつて有りて御供衆も常小將軍に御側近くめ  
しはうとありあり是より殿中座敷の立ぬる  
事ハ伊勢守が司づり事ハあるはあはれんを予が家  
ふて教る事ハ室町殿の古例を祖述するなり

諸禮

近世諸禮と稱して人小教る者あり古代諸禮といふ名目  
あり其諸禮といふ事を見多にまが小笠原流と稱して  
武家座敷の立ぬるゆい冠婚の禮以下さぬく細事に至

るゆい式法を付き其外官職あるの故實装束衣文の着様  
歌連歌會席の作法式紙短冊の書様蹴鞠の作法香紙の  
様筆道の故實軍礼軍法茶礼湯庖丁方式三獻七五三  
等の膳部書院飾の法其外種々無量の事ごとく一人して  
教るゆい諸禮といふありおとろ物事それらの家にお  
ふものなり其道ハその家におろろさるるを委しき事ハ  
なりされど何の家と云ふ事ハあるあり其家におろろ  
してハ其一道に奥義に至りがごとく然る小鼠ネズミの物をとづり  
ちられぬやうに諸道を少しづつかぬるをうして一人し  
て是を教るハ何の道もと委しうに其まきその上皮成嘗



めみたふばうりて。骨はぐと有りて味ひたるふりて。其上家傳の説。秘事口傳あざいむく。一門も古書に合はる作事。事成りしらくて。故實と偽りて。人をききつらうのれむ。近世はちやむものなり。物識する人。これを見て。腹をかへく笑ひ物なりて。賤しむまじきと。物知らぬ人のゆゑ。尊む信ぢまらむ。事なり。

無禮人。賤しき者。貴人の前へ出て。貴人を敬まざる人あり。これ造賢人。又ハ驕者。あふ事あり。然るに諂ひまき人あり。これほむる人あり。是大なる心得なきなり。礼ハ貴賤の位を乱る。

ゆ。礼為の法なり。ゆねで賤き者ハ貴人をバツりふも敬まじき事ある。ふりやまはざり。礼を知らざる無法者。よて。犬猫も同ト者あり。貴人を敬ふ。諂ふあり。天下の大法。礼の道なり。諂ひといふハ。たゞハ貴人の鹿を指して善き馬あり。仰らるる。實に御馬よて候といふた。むあり。よく辨ふべき事なり。

陪臣無禮。大名の内れ者。公方の御旗本衆を敬まば。同輩の如く。ふあ。あ。ひ無礼なる事。近世はをなりも。大名の内れ者ハ。幾万石を領す。其大名の親族。ふても。家老職を勤



るをも陪臣あり。御旗本衆ハ二三百石を領むる御番衆たる  
や。公方の御旗本をうへに奉る歴々の士あり。役の輕さ  
重をも。禄れ多き少をも。くらむ物よ。き事あり。彼  
者の主人とまゐる大名と。御旗本衆こそ傍輩なる。近くい  
ふ。主人の傍輩に對して無礼をまゐるハ。我主人に對し  
て無礼よ。あはれ。遠くいふ。公方の御威光は。こ  
く御旗本衆に對して無礼をす。公方ハ御威光を恐る  
奉らざる。近世ハ利徳成事。貧富を論むる由也。  
富者成貴び。貧者を賤しむ。心よりして。貴賤の礼みざる  
事あり。嘆く。事あり。武士ハ格式をこ終正さるべき

事あり。富と貧と。人々を上げ下おさるハ。高賣人などの  
風俗なり。武士の礼あり。あはれ。

當世人

近世武士の禮儀をこ。行儀正しく。武道成。忘れず。人  
を。堅き人あり。當世を知らざる馬鹿者あり。まじく。謗  
を交らば。者多し。さやうあはれ。者ハ。交らぬ  
こそ幸あり。

故實

故實といふ事。故ハふる。あり。實ハ事實なり。史記魯世  
家の注。故實ハ故事之是者とあり。文選 卷四の注。故實



ハ先王之道也と何れ。是いみへの事實を取て法とを依  
事をいふあり。温故而知新と論語ふと見えたり。武家の  
礼法もいみへの事或手本より多。今此事の時宜ふ叶ふ  
様よをる哉故實と云ふる也

人品称呼之部

公方

公方ツバウと云号ハ俗説ハ足利將軍尊氏公より三代義満公ハ  
公方号勅許ありしより始ると云ふる誤あり。義満公以  
前より有し号あり。祇園執行日記抄曰。貞和六年七月廿  
六日。濃州御敵責来る。近江。堺。山中宿邊之間。洛中騷動。中

十一月六日。去夜周濟房舎弟右衛門藏人。自公方被討了。

参考太平記  
小引け

この公方と云ハ。義満公の父義詮公を指てい

るあり。太平記

十卷塩飽入  
道自害の條

ハ私の眷養より。公方の御恩

をも蒙らる孫バ云。同書

廿五卷京勢重て  
南方各向の條

ハ公方の催促をも

不相待。我先小と天王寺へぞ向くる云。又

廿五卷北野通夜物  
語青砥左衛門が事

を書た  
る條

我身の爲は聊ある事をとせばして。公方事ハ

千金万玉をも惜おせ云。是等公方といへるハ皆義満公上

里も以前の事なり。其頃公方といふも。今世公儀等いふ

不同ト意あり。將軍家を下より尊びて。公方といふも依

形也。勅許宣下あるべき号ハあり。南朝記傳。將軍御



家譜予う家小 傳來の書 等よ。義満公小公方号賜引一 事ハ見える

御臺

將軍家の御妻ツツを御臺ミダイと云事。攝政関白の御妻ミハ御臺盤ミダイバン所トコロといふふ准してて。將軍家の御妻ミも御臺盤所トコロといふふ也。御臺盤所トコロ云を中略してて御臺所トコロといひ。又略してて御臺ミとをいふふと云あり。臺盤ミといふふ膳シの事あり。臺盤所トコロハ膳部シをあらうべに食物シ盛置き所トコロ也。今世臺所トコロといふふ臺盤所トコロの畧語也。人ハ妻ハ多ク依り者ハ夫ハ食物シを調味ス及び其本ノ職分ヲをとりしめられば御臺盤所トコロと云あり。貴人ハあれども。

殿

殿テンと称す多ク事ハ禁中ニあつて殿テンと称するハ攝政関白トり外ニハいへず。其外ノ人ヲを表向ニあつて殿テンと云ふ。内ノ私ノうや内ノむね也。家僕ハあつて主人ノ事ハ殿テンといふふ事も。内ノ敬ひあり。古ヨり有し事ハ殿テンハ宮殿キヤウテンの殿テン也。宮殿キヤウテンをかまへ居住しるハ殿テンといふふ事も。攝政関白殿テンあつていひ。又殿テンとをいふふ事ハ神ノ事ハ大神宮八幡宮トいふふ宮ト同意あり。さらに殿テンと云ふ事ハ至るあり。さらに常ニの人ハ名ニ殿テンをけけり。ようハ分ニ過る事ハ内ノ敬ひて私ノ敬ひ殿テンとをいふふ事も。



様

様といふ事。是ハ殿とて意味違ひたる事なり。直ハ貴人の名ハ  
指して云ふも。恐を憚る心少く様の字を加へて云ふは。作  
き伝水草 二百三十九章 小あふ御所ごむはぬら女房といひ。太平  
記 廿七卷左兵衛督 小あふ御所ごむはぬら女房といひ。殿中  
ごむの事。内々兼王候へとて。齋藤粟飯原を歸しけりといへ  
るたごひハ。御所むさ殿中むらあざいふ。同ド。お月やけ  
ぞよ。私づる。何のさぬ。此は。上ごむ。下ごま等も。名の下ふ  
そへ。云ふさるも。一意なり。應永記ハ。大内左京大夫義弘入道  
ハ。これと思さん者共。討取。御所様の御目ふかけとて。

名乗りけし。戦ひたる云々。又永享四年九月。將軍義教公。富  
士見にとて。駿河國へ下向。しむひけ。不時。飛鳥井雅世卿。供  
奉して。富士記行を書給へ。其發端ハ。公方様富士御覽と  
書出し。とて。此頃より。様といふ事。何れ。御所むさ。公方む  
きといふが如し。直よ。向て。いさぬ意あり

若殿

これ人の嫡子を若殿といふ事古ハあし。若君といふ事ハ  
古書に見えたり。古も若殿むらといひ。事ハあれども。是  
々若き侍とて。いふ事なり。近世ハ將軍家の御嫡子の  
て。若君様といふあれば。そむ。憚。て大名以下



嫡子を若殿といふ所を

御簾中

貴人の妻は御簾中といふ事。御簾の中におりし御  
の傍に御簾中といふ人を見え給ふぬ意よといふ事あるは  
まじく古書には此称見おとばざ

奥様

人の妻を奥様といふ事古ハありし。近世の称なり

上様

賤き者の妻は人より称しをのみさうむといふ事古ハ違  
ひし。古ハ貴人の妻を称して上さまといひあり。女

官飭抄の奥書ハ此本前一條殿攝政殿室町殿の上カミを向へて

てまわらせしを候を寫留て候云々。又蜻川殿中日記蜻川新右衛門少尉宮道親元日記

寛正六年正月十日の條ハ御成御供同上様御供五人

貴殿北小路亭御風呂時宜具ツブサ御成方ハ記之と見え

貴殿とも伊勢伊勢守貞親を云あり。親元ハ貞親の  
被官人あり。ゆゑ貞親を貴殿といひたり。此外同記

處ハ公方の御臺所を上様と記しあり

女房

人の妻は女房ニヨウバウといふ事いふハ妻に限らば品位より女  
の事をいふ。女房といふは古書を見て知るは  
房ハつねに糸不て。則部屋ヘヤの事なり。御所おと奉公を



女の品位とて女ハはば孫を給たりて住居すなり。はば  
孫成かよへて居る女ある由互女房と云ふを。源平盛衰  
記ハ壹岐判官知康が鎌倉少く手鼓を打し事成書たる條  
ハ女房男房心を澄し落涙すふと多うなり云々。男房  
といふ事ハ事成事成て古書少く曾て見えざは事成を  
ぞと。女房といふ事成詞のいさなり。ふもふもて男房  
と書き多なり。菟生惣右衛門が書けるあるはしといふ  
草子ハ右の盛衰記の文を引て古ハ女房といふの事成  
成。男房といふ事成も有るといへり。笑ふ事成事成を。  
菟生ハ隣の國ハ事成ハ委く知りもなきも。我が居住す

る日本の事ハ甚うとさ人よりてあり。由急なり。〜  
男房といふ事を見れば事成おぼろけなり。

新造

人の妻ハ事を御新造といふ事。昔より云ふ事あり。蜷川殿  
中日記も見えて。江家次第ハ以常住新造之數見分於  
前司無實之數云々。平治物語も。新造の内裏形也云  
云。續草庵集ハ將軍家新造の亭にて云々。周防記ハ大内義  
隆新造の屋形をいふと云々。あど見えて。よハ人ハ妻成迎  
るなり。必妻の住居とて家を新らるる造作する由也  
御新造といふあり。或説ハ船成新く造りしを新



艘として祝ふなり。是ふあざらしく云ふ所なりといふるも無理  
ある説なり。

御前様

今世大名の家僕。其主人の妻の事を御前様と云ふ。昔々家  
僕ふうきらげ。其夫も我妻は事代御前といひ。ある義  
經記。伊勢三郎義經の臣。壁に耳をあてて聞かば。やごぜん  
やごぜんとお。おざらうをぞおとせ。はるかありては  
ごめた系風情していうふといふ。又同書。大津次。女ハを  
とくひの腹成を急かして。いさゝぬ。てぞいさゝけふ。大  
津次郎やごぜんといふ。おとせ。おとせ。云々。

きりけ御前ハ皆夫が妻成とぬ詞あり。ごせハ御前の略語ナ  
リ。ヤと云ふも。其夫も御前とよむ。家僕ハ殊ニ御前  
といふ事なり。

御袋

人の母をおぬくろといふ事。后宮名目抄ニ母をぬくろお  
ぬく後といふ事。母も人成袋にあぞ。侍る事ハ胎中不  
其子の籠まゐる時。袋の中ニ有る如く。待たば。めでた。事  
ふ。とぬ。申侍るなり。是又さの久しといふ侍  
ら。ず云々。貞丈按ふ。ふくろハぬところの略  
語ある。は。ふと。を略してぬ。ころと。なり。ぬ。ころ。轉



して好くろとあやしくはるる。薩摩國の人の狀。御懷  
様と書て送。事あり。彼國亦てかく書あらはせるお  
り。ろた書やう好む。小兒ハ母のふところりてそご川物  
あひむ。ぬと。略轉語と見る事理。小近うらん。惣て和  
語。略語轉語多し。

女郎

本朝俚諺小云。白樂天詩。木蘭曾作女郎來。瀆鑿杜牧詩  
よ。女郎捺乱送秋千。五甲 韻瑞北夢瑣言云。一日見一女郎。近世  
女の事を女郎といふハ是等ふと多る。上臈の字は用る  
ハ非あり。上臈中臈下臈の品ハ女のさふ限る。なれば。女

小上臈中臈下臈といふ事ハあるハ。官女の位を上中下と  
分たる名なり。賣妓の事を女郎といふ。さふも女といふ  
意あり。上臈といふ事ハ。又搜神記曰。吳餘杭  
縣南有上湖。中見一婦來。年可十六七云。女郎再拜曰。既  
向暮。此間大可畏。君作可計。因問女郎何姓。那得忽相聞。云  
云。といふ。この文より思ふ。婦人を女郎といふを  
我國の俗語ハあつてゐる。

家來

家僕を近世ハあつて家來と云ふ。家來と書ハ。ろし。家礼と  
書をた事なり。ろたを世間通用ハ改る。よおと。糸ど。



家人と家内の  
親族を以て

其本ハかくありと知置置<sup>モト</sup>。但し家礼と家僕とは少  
し差別ある事あり。源氏物語藤のうら葉の巻小文籍  
小家礼といふ事あるべくや。何<sup>ナニ</sup>の<sup>ナニ</sup>のおし<sup>シ</sup>とよく覺え志  
するら云云。河海抄小高祖紀云。六年高祖五日一朝太公。  
如家人父子禮。太公家令說太公曰。天無二日。土無二王。今  
高祖雖子人主也。太公雖父人臣也。奈何<sup>ナニ</sup>令人主拜人臣云  
云。此文史記高祖本紀六年小見。花鳥餘情小家禮とを子の父  
を敬ふ事あり。他人ありとて子に准して礼を以てす  
然バ。今の世も家礼といふ来りあり。注さるる。家礼  
の二字を。史記ふ如家人父子禮といふ文より出たる。称ふ

る。他人ありとて子に准して礼を以てす。或バ家礼とい  
ふ由。花鳥餘情小をきたる如く。公家衆の攝家へ参り  
て朝廷の公事故實<sup>コウジコウジ</sup>を習せん。常<sup>トコ</sup>に伺候し。子の父  
成<sup>ナリ</sup>うやまふが如く。あ<sup>ア</sup>くはくへらるる人々を。攝家小  
家礼と称を死<sup>シ</sup>る<sup>ル</sup>。あ<sup>ア</sup>くはくはうたる事ハ家僕も同  
じ如くなれども。攝家の家僕ハあらば。武家もて家礼  
と云ふハ右に同じ。東鑑<sup>トウカン</sup>卷三十四。仁治二年  
十一月廿七日の記。小當將軍御時。関  
東。射手似繪可被圖之。由有其沙汰。今日以評定之。次先  
注其人數。北條陸奥掃部助。若狭前司。佐渡前司。秋田城。及  
爲意見者。被用捨之。自京都就<sup>ス</sup>被<sup>レ</sup>仰下<sup>ル</sup>爲<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>進覽也。而前武



州祇候人依爲達者被召出之輩可被加否及再性沙汰是  
前武州不可然之旨有御色代之故也雖致彼家禮爲本御  
家人也又勤公役之上爲堪能之族依何憚可被除哉之由  
遂治定云々此家禮も本ハ將軍家の御家人あるが北條家  
自身を寄せて祇候人となりたるが家礼といひしるが  
右に如くあれば家僕や家禮との差別ある事あるまじし  
今世ハ家僕のこと或家來といふ家禮を書違へたるが家  
禮も家僕に如く召仕ふものあるゆゑ混雜して差別な  
くならざるが

御所

將軍を御所と稱し同御父の事或大御所と稱する事ハ足利  
將軍家の初代より此事あるが今川伊豫入道了俊貞世  
の難太平記中略貞氏讚岐入道殿と申其御子ハ大御所  
錦小路殿ハ渡らるるなりと云へ貞氏の子尊氏公貞氏  
尊氏公の子義詮公を御所といひたるゆゑ尊氏公或大御  
所と云ふなり錦小路殿とハ尊氏  
の弟直義なり

人體之部

月代

さういふ剃る事古ハ貴賤とり常よりかいたるが  
みち惣髪イタキより頂の上百會の邊ふて髻モキリを結ひをはたす也



と申ひの緒ハ細く平ある組緒を以て下より上へ刀ハ  
柄巻たる如く菱子巻上てうへよりまゝ結ひ留め置り  
水油ふる髪をまぐ事ハあやむや付のうへに油あぶる  
あしむあんうづらあぶる髪をりふくおくま毛ねごをバ  
はき置り髪サキの先ハバツバツして茶筌チヤセンのごゆく乱して置  
あやふとまぐく氣の布せて苦しむ病あれば額ヒタシの上の毛ハ  
ハ残して頭の中を丸く剃りて其上額ヒタシの毛を引りけて  
剃りたる所ハ隠し置あり氣サキの逆サカ昇ノボするふとりて其氣を漏  
る為に剃るあやむといふ事ハ逆氣サカといふ事ハ  
いとやや音相通するゆゑにわかやれといふ事ハ又其

剃りたる形月の如く白きゆゑはさしゆと云ふ事ハ月  
白と書ふゆゑ然今も月代と書ふ又軍小出て曹カブト着ふ  
ゆゑ氣昇ノボをて苦しむ人ハさかいさ然する事ハ人毎  
如此したるふ事ハあらば但しあやむと額の毛をバのこ  
と剃りたる事ハ結城合戦古画ハ結城七郎氏朝ガ切腹の  
體タテマを画たる事ハ嘉吉元年結城ユフキノ頭カビのりかいさ剃りたる體タテマ額  
の毛ハ残して丸く剃りたる事ハ古画をり其外古画を見る  
ふ下部シモの者あぶらにらうゆゑにそりたるも間に見えたる多  
くハそらうゆゑ體タテマをり玉海ツキ月輪ツキ禪閣ゼンカク兼實公サツキミの日記小安元二年七月八  
日建春門院崩御の記云自ミ件ツキ簾中時忠卿出首サテマツ其ミ鬚ヒゲ不正マシ月ツキ  
代カタ太タ見ミ苦ク而シテ







世の風俗とありし申す。古風ふ立ち入る事ありて今日  
に傳ツタヒてたふあり。はきざも元禄寶永の頃始む。貴賤  
の中は古風を志しひも。さうひき剃らば惣髪形も人も  
間々ありし由。老人の語りて聞傳へたり。今ハ大名の  
内の者あどふも。さうひき剃らば。御旗本の衆みれ一人  
も形し。古へもさういれたり。たふもさう入る隱しきを  
し。今ハはりのいき剃る儀ゆ。そらざらば無礼とす。  
是時世の變あり。礼だふも時よとるも多變法あり。今  
もお月公家衆も古風を守りて。さかいに剃りては  
人ハ一人もありし。然るに。今ハはりの事。さういふ

額隅

額ヒタミ子隅スミ入る事。貝原好古が和事始一の卷人倫。ふ昔ハゲ  
しきとして髪はぬく物を以て。額上を少く剃りて。信長  
公髪を抜く益あり。頭の痛む事を愁へて。剃刀カミソリを用ひぬ  
む。形を云々。按ずる。此説信どしが。げききとして髪  
をぬく具。額の髪を抜事等。古書小見え。古事なり。  
和名抄。鑷子ケサキも見え。漢語抄を引く。波奈ハナ父  
沼岐ヌキ俗云計沼岐ヌキ。あま。鼻毛はぬくに用ひ。あま。予  
が古老の物語。聞傳る。ハ。寛永平保の頃。天下志づふ  
治りなき。と。戰國を去る事遠う。戦國の餘



風残アテ。血氣の勇を好ミ腕立ヤ。喧嘩日論辻切を  
シテ人を惱<sup>オホ</sup>を以テ手柄少シ。處々方々に徒黨を結  
ビ何組と名付多。江戸中ニ横行可る者多シ。かのや川  
ばら成名付テ男立<sup>ヲトコダテ</sup>といフ。其者ども體相之異風ヲ  
一ニシテ人ニ怖<sup>オソ</sup>きらハル事好む。みちりて顔を恐シ  
ク見もんぐ爲に。額の両方は毛之抜き。隅を深くぬり入  
キ。頭部を崩<sup>クツク</sup>して面部少シ。顔成廣大にハル。青  
竹を火ニ何ぶり。髪ふあて。縮<sup>チヂ</sup>み髪とシ。鬚<sup>ヒゲ</sup>之造テ。  
腕背<sup>ウデセ</sup>中<sup>ナカ</sup>にどみ。文字繪<sup>ナニガ</sup>あて。或ハ墨<sup>スミ</sup>を等<sup>ナ</sup>に事好  
ミ。あり。男立<sup>ヲ</sup>をぬ者も。かの血氣の勇<sup>ウツキ</sup>之羨<sup>ウラヤ</sup>み。額<sup>カ</sup>ヲ

毛ぬき成アテ。ざるハ男<sup>ヲ</sup>ニあらす。云テ。男立<sup>ヲ</sup>のよみのを  
シテ。額の毛ぬく者。下<sup>シモ</sup>部<sup>ベ</sup>など。ふ間<sup>マ</sup>ハ。ア。其類世  
ニ廣<sup>ヒロ</sup>ク。た。後<sup>ノチ</sup>み。其風上<sup>ウヘ</sup>ニ。と。り。そのなりて。歴  
歴<sup>レキ</sup>の。た。人<sup>ヲ</sup>も。額<sup>カ</sup>ニ。隅<sup>スミ</sup>を。入<sup>イ</sup>ル。事<sup>コト</sup>に。あ。ア。と。ぞ

女假粧 齒黒 抜眉

女の假粧<sup>ケシヤ</sup>。事。日本紀持統天皇六年閏五月乙未朔戊戌。  
賜<sup>タマフ</sup>沙門觀成<sup>ニ</sup>。純<sup>ニ</sup>十五匹。綿<sup>ワタ</sup>卅屯。布<sup>ヌ</sup>五十端<sup>ヲ</sup>。義<sup>ヨシ</sup>其所<sup>ヲ</sup>造<sup>ラ</sup>。鉛粉<sup>ヲ</sup>と  
見<sup>ミ</sup>えたり。鉛粉古ハ。志<sup>シ</sup>。好<sup>コト</sup>い。もの。とい。今<sup>イマ</sup>。あ。ろ。い。や。い  
ふ物<sup>モノ</sup>形<sup>カタ</sup>也。觀成<sup>ニ</sup>と云ふ僧始<sup>ハ</sup>テ作<sup>ラ</sup>ア。持統天皇<sup>ニ</sup>。獻<sup>マケ</sup>せし  
なり。是<sup>コト</sup>より。顔<sup>カハ</sup>に。あ。ろ。ひ。付<sup>ツ</sup>ル。事<sup>コト</sup>始<sup>ハ</sup>ア。軟<sup>カク</sup>眉<sup>メイ</sup>之<sup>ノ</sup>作







知る<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>し。右<sup>レ</sup>天武紀<sup>ニ</sup>ある<sup>レ</sup>垂<sup>テ</sup>于<sup>テ</sup>髮背<sup>ノ</sup>四字<sup>ヲ</sup>をスベシモ  
ト<sup>レ</sup>リと訓<sup>レ</sup>あり。今<sup>レ</sup>髮<sup>ノ</sup>のゆ<sup>ハ</sup>ひ<sup>ノ</sup>様<sup>ニ</sup>にスベラカシといふ名  
阿<sup>ハ</sup>ふ<sup>ハ</sup>あ<sup>ハ</sup>ふ<sup>ハ</sup>と<sup>ス</sup>る<sup>ハ</sup>ふ<sup>ヤ</sup>

姓名之部

姓氏差別

姓も氏も二字と<sup>ス</sup>と<sup>ス</sup>ふウヂと<sup>ス</sup>と<sup>ス</sup>め<sup>ル</sup>也。姓と氏と<sup>ス</sup>差  
別<sup>アリ</sup>也。續日本紀卷十二。聖武天皇八年十一月丙戌の紀文  
ふ<sup>レ</sup>賜<sup>レ</sup>姓<sup>命</sup>氏<sup>と</sup>い<sup>ふ</sup>事<sup>見</sup>え<sup>る</sup>也。史記の索隱も<sup>レ</sup>賜<sup>レ</sup>姓<sup>命</sup>  
命<sup>氏</sup>とい<sup>ふ</sup>事<sup>あり</sup>。和漢と<sup>ス</sup>と<sup>ス</sup>ふ<sup>レ</sup>姓<sup>と</sup>氏<sup>と</sup>差別<sup>ある</sup>事  
也。

姓

姓ハ日本紀小。天武天皇十三年十月己卯朔詔曰。更改諸  
氏之族<sup>姓</sup>。作<sup>ハ</sup>八<sup>色</sup>之<sup>姓</sup>。以<sup>混</sup>天下<sup>万</sup>姓。一曰真人。二曰朝臣。  
三曰宿祢。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。云  
云。混<sup>天下</sup>万<sup>姓</sup>と<sup>ス</sup>。天下<sup>ノ</sup>万<sup>姓</sup>を<sup>約</sup>て。八<sup>色</sup>ノ<sup>姓</sup>。ふ<sup>レ</sup>一<sup>は</sup>  
と<sup>め</sup>る<sup>也</sup>。志<sup>あり</sup>ふ<sup>と</sup>い<sup>ふ</sup>事<sup>あり</sup>。又<sup>此</sup>一<sup>二</sup>ノ<sup>次</sup>第<sup>よ</sup>て<sup>姓</sup>ノ  
尊卑<sup>分</sup>は<sup>る</sup>也。尤<sup>傳</sup>正義<sup>に</sup>。姓<sup>者</sup>所<sup>以</sup>統<sup>繫</sup>百<sup>代</sup>使<sup>不</sup>  
別<sup>也</sup>と<sup>あり</sup>。此<sup>意</sup>ハ<sup>姓</sup>とい<sup>ふ</sup>もの<sup>も</sup>子<sup>と</sup>孫<sup>ニ</sup>百<sup>代</sup>ノ<sup>末</sup>  
小<sup>至</sup>る<sup>よ</sup>て<sup>を</sup>統<sup>べ</sup>は<sup>る</sup>也。別<sup>ノ</sup>家<sup>筋</sup>は<sup>あ</sup>ら<sup>ぬ</sup>や<sup>う</sup>に<sup>は</sup>  
ふ<sup>レ</sup>爲<sup>る</sup>也。とい<sup>ふ</sup>事<sup>あり</sup>。家<sup>姓</sup>ハ<sup>字</sup>日本紀<sup>ノ</sup>訓<sup>古</sup>代<sup>々</sup>と<sup>ス</sup>



カバ子とよみ傳へたり。ウチとよみ傳へたり。歴代の國史小。賜誰某朝臣姓或ハ賜誰某真人姓といふ事見えり是。これ加婆祢カバ子源平藤橘の類を姓とせりハ誤なり。

氏ハ源平橘藤原菅原在原清原大江三善安倍中臣齋部イムベ卜部等の類をいひり。續日本紀卷五元明天皇和銅五年十二月乙酉阿倍朝臣宿奈麻呂言中是阿倍氏正宗與宿奈麻呂魚異云々。續日本後紀卷三小兼和元年十二月乙未中良枝宿祢安倍氏之枝別也云々。文德實錄卷二仁壽元年九月丁亥魚品親子内親王薨親王者仁明天皇之

女母藤原氏云々。卷十天安二年閏二月丙子是日召會諸司別所中皇子源毎ツキアリトキアリ有時有於殿上落髮入道此夜有灌頂之事二人者皇子之得姓者也毎有云々。右阿倍安倍藤原多治清原氏母多治氏時有母清原氏也と記せり。得姓者源氏小多朝臣の姓を賜ひたるあり尤傳正義小氏者所以別子孫之所出也とあり此意ハ氏といふ物ハ子孫の出所を別る爲ありといふ事なり。所出を別つやとせり。ハ源氏と清和天皇と皇出る。平氏ハ桓武天皇より出るといふ類あり。此外其人の生國の地名を以て氏とせりも有り。或ハ何ぞ功勞功勞此事ありたり。其事以て氏を給へたりとあり。あはれり皆其氏の因て出る



所あり。其出所を別りてを爲に氏名に爲るる也。藤氏長者  
源氏長者といふ事ハ有。藤姓長者源姓。日本紀卷廿七天智  
長者といふ事ハ有。藤源等ハ氏形也。  
天皇八年十月庚申遣東宮皇太子於藤原内大臣家授大  
織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏云々。此賜姓爲藤原氏  
あるハ朝臣の姓ハ賜ひるるなり。本文ハ朝臣の二字脱  
たなり。其證ハ續日本紀卷一文武天皇二年八月戊子朔  
丙午詔曰藤原朝臣所賜之姓宜令其子不比等兼之と  
見えり。是天智天皇の時賜姓とあるハ朝臣の姓を  
賜むるるあり。日本紀ハ朝臣ハ二字脱たふ事知るべし。  
朝臣多姓カハ子藤原ハ氏形也

右二箇條ハ姓氏の正義あり。右の外ハ日本紀以下國史  
ハ賜藤原朝臣姓或ハ賜清原真人姓カハ子いふ事あり  
也。藤原清原ハ氏名。朝臣真人ハ姓なり。氏ハ姓とて  
連名ていふ時ハ言文約ハ藤原朝臣姓といふ事國史の  
文例也。實ハ藤原氏と朝臣姓とハ賜ふといふ事文約  
也。右ハ如くたひひるるなり。國史の中ハ氏ハ書ずれば  
姓と書たる所あり。是ハ  
本より國史の誤り。又ハ傳寫の誤り。又氏の字ハ脱るるも  
あり。姓の字ハ脱るるを見ゆるるあり。是ハ正義ハ非ず  
前後ハ文例  
ハ違るる

八色外姓

前ハ記したる八色の姓以外ハ王公首造直縣主村主人



伊美吉<sup>イミキ</sup>、史勝部<sup>シシト</sup>、伊吉<sup>イキ</sup>、阿祇奈君<sup>アキナキミ</sup>、倉人<sup>クラヒト</sup>なる等の姓あり。拾遺抄  
姓名録抄等不見えたり。又姓形も氏あり。右の両書不見  
えり。

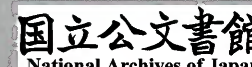
尸

中古以来の書、尸<sup>カバ子</sup>字、いふ事見えざる。尸字、カバ子とくむ。  
ほまひし、真人<sup>ニヒト</sup>、朝臣<sup>アソシ</sup>、宿祢<sup>スネ</sup>等の類、以事なり。古代の書、  
え姓、字をカバ子とくむ。朝臣、真人、宿祢等の事、姓<sup>カバ子</sup>  
いふ。中古以来、源平藤橘の類、誤く姓とするゆゑ、別は尸  
比字を用ひてカバ子とくむ。朝臣、真人、ふどの事とせ  
るを誤る。上古の書、尸の字を用ひたる事、曾てある。

尸字ハレカバ子とよみ、死人の骸<sup>カバ子</sup>の事あり。生てある人  
の姓、尸の字を用る事、いふ。まゝあり。拾遺抄  
抄等、少く、姓の事、尸と記し、氏の事を、姓と記したる。中古以来  
の書、皆かく取違て記したる。姓氏録、源朝臣の條、爲尸主と  
見えざる。ハ、姓主とあり。後人誤く尸の字、小寫せる。  
ある。ずし。上古ハ尸の字を用ひたる例、さうよなりし。

複姓 單姓

近世儒學をよむ徒の姓名、或署する。唐人の真似をし  
て、複姓を省き、單姓とせるもの多し。複姓とて、二字或  
單姓とて、一字の。藤原の原を省きて、藤某と。清原、或  
姓をり、清某と。物部、或省きて、物某と。いふ類あり。あれ  
き、清某と記し、物部、或省きて、物某と。いふ類あり。あれ  
甚非なり。古ハ我國よても、菅原の原、或署して、菅丞相





少い。大江を畧さるる江帥ツツシといふ類あるは是私  
の称也。公の事オホヤクはあらば。或説ふ。菅原清原藤原は原  
姓。大江の大字。物部の物字。小野の小字。るとは虚字を  
るゆ也。虚字は除る實字をとりて。單姓ふかたなり  
といふまで。大なる誤る也。姓ふ虚字實字をど論ぜたり  
らば。虚字實字といふ歌のこ  
みやうにある事あり 單姓ふかたなり。てうかたなり  
ゆふ事もねらる事なり。單姓ふかたなり。唐人のやう  
にさあえびと云ふ人あり。何ゆ也。唐人はやうにさあを  
もね事う心得がき。唐人ふと百里諸葛古野司馬ふ  
ご云ふ複姓あり。唐人あらばとて。單姓ふ限たる事なり

ハあらば。其上ふと近世ハ藤原の原姓省さる。藤某と書  
てといふ。唐人らしくさ。とありふや。藤のヤフ冠を  
除さる。藤某とかき人あり。いや可ラカ咲。事なり。はる  
儒者が日本橋邊に在る宅を品川へ移して。唐へ一里近  
くして悦び多りといふ物語あり。をとりて。唐へ一里近  
く。唐人の衣服を着たり。ありひかめ。さういふ剃て  
麻上下着ると何とも心なかり。る。儒者い  
か。日本の風俗改めて。漢風ふ爲る事通癖ふ  
也。然るも。儒者ハ唐音は知らざる者多し。唐音ハ  
能習ひ熟まざる事あり。唐音ハ熟せざれば。漢籍をよ



みくも意義に違はざる事有り。又詩を作るにても唐音以  
ちらばして作られたる詩ハ調をきぬえらるる。唐音を習  
ふハ大ニ學文の助けあるべき

姓不附たる氏

真人の姓ハ何々の氏。朝臣の姓も何々の氏と上古より  
定りあり。其定ハ拾遺抄姓名録抄等ハ部を分る記を  
り。甚多る由也。今ハ畧さる

假名

假名といふを。近世ハ苗氏メウジなり。あれ假名とい  
ふ事ハ昔よりある。義經記頼朝義經ハ對面の條ハ

ある人ぞ。假名實名代尋ねて参れとて云く。假名と書  
ハあやむなり。家名と書ばし。今昔物語ハ卷ハ今ハ  
昔上総守平維時朝臣といふと貞盛孫ハ此間字缺ハ  
子にくかきまゐる兵なり。其即等家名ハあはらば。字  
ハ大紀といふ者何と云く。尤傳正義ハ氏も猶家といき  
む家名と書をよとてとべし。天下の武士源氏も平氏と  
いふらもあり。源某平某といふ名のかうてハはらば  
らり。其家筋コトちがはたが申あり。各其出生の地  
名。或ハ領所の地名を。氏の上ニ添て名のりて。其家筋を分  
る形り。されは是れ家名といふなり。先祖ハ其家の苗



ある由ある苗氏メウジといふ。是ハ源平藤橘あぶの氏以上。又氏を複カサ名たる形也。かの地名の多形とち氏とあるなり。苗氏を名字と書ハ非あり。名字なりとて。姓も氏も名も。あり。くるめく名字といふあり。苗氏と唱は同。事あり。苗氏ハ

實名

實名といふハ名乗あり。古代も名乗といふ。後ハ名乗といふ。實名といふ形也。後代ハ何太郎。何次郎。或ハ何右衛門。何兵衛とて。いふ。然名乗といふ習り。多し。由ある。名乗の事を實名といひきくるなり。

字

字の事。唐土より入るに名とあの字アザナ二つだけ付あり。常ハ人成喚ヨウふ。名乗をとふを不敬とて。字とよぶ形也。字ハ人々をいふ。常の名なり。日本あり。古より入るに必字付る事あり。稀に字付し人も有るあり。日本紀孝德天皇即位之條曰。大伴長徳おとろ字馬アサナ連云。又續日本紀卷廿一。廢帝天平寶字二年八月甲子。以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保。敕曰。中中自今以後。宜姓中加惠美二字。禁暴勝強止戈。靜亂。故名曰押勝。朕舅之中汝卿良尚。故字稱尚舅云。古書不見。疑也。あき字形也。此外字付くる人

文屋康秀が字文琳。平貞文が字平仲。曾祢好忠が字曾丹の類。



たましくハ何ア一なり。字ハ常小互にとびかゝる名之事  
あれども。何兵衛何右衛門など官名なきハ字とハいひが  
き。今昔物語小字ハ木紀空い居る如きハ字ともいふべし。  
何太郎何次郎など姓字ともいふべし。古書の中に名乗の事  
誤る。何太郎何次郎を字と記ししものあり。是も字小能叶ひ  
アトハ思われぬども。常小とも名ある由を字に似たるあり。近世  
の儒者或ハ書家などこれ字をつくれども人その字を以て常  
によぶ事ありき。きむいひうら唐人のまね成るるあり。  
みく。その字ハ世に用  
ひらきざるなり。

童名

古ハ小童よおさね名あり。こころハ名ともいふ。元服以前の  
名あり。何九何千代丸など云ふ名なり。是貴賤共り同

し。元服の日何太郎何次郎と名けり。實名をも付るなり。今  
世ハ赤子に時より。何太郎何次郎何之丞何之助など名付  
るなり。何太郎何次郎ハ鳥帽子名と云。元服の日より名乗  
る。是古風あり。助丞などハ官名の字を案。何きとおされ名  
に當らざれども。今世の風俗とてん。のあし

兵衛 衛門

何兵衛。何右衛門。何左衛門と名ける事近世に風俗あり。兵衛。  
右衛門。左衛門皆官名なり。官ハ天子より任ざらるるもの  
なきハ。私ハ官名成るるべき事不あらざ。然るに永禄天正  
の頃以来。大乱世の時代ふ。天子に御威勢も衰へ。武士ど



との威勢盛ふ起也。無法我すふあつて。我心はるをよ何  
守<sup>カミ</sup>何<sup>カミ</sup>あ<sup>カミ</sup>る<sup>カミ</sup>官名をぬきみる名なきども。天子とて  
まを咎めり事もなく。其はりに打捨置れり。あはれ  
たの年月を経るまふいつとあはれ。武士の風俗とれりて。  
官名は心はるせふ名の子事となく。後うそ農民商人穢多  
乞食に至るまで。何兵衛何左衛門何右衛門と名の子事ふ  
て来れり。然きども治世ふちりてハ。守父頭助等此字を  
憚りてはる。其中に縫殿助内藏助あはれ。今も猶憚り  
ぬとあり

百官

百官名とて。中務。式部。治部。民部。刑部。大藏。掃部。織部。主水。  
外記。内記。大學。藏人あはれ。名は付る。右ふり。如く官名  
をぬきたるは。世俗よこれらに類をバ百官名といひ。  
何左衛門。何右衛門。何兵衛とて。百官名ふあらばと心得  
る人も何也。をかりし事なり

東百官

東百官といふハ。多宮。伊織。衛守。小法師。要人。東馬。一學。右膳。  
左膳。求馬。藏主。右門。左門あはれ。の類。此外猶多し。是等ハ相  
馬。將門。平新王と自称して。下総國小都を建く。百官  
置し時の官名なりといふハ俗説の妄言あり。用ふる



らる。古事談云。將門逆乱者天慶二年十一月始披露云々。  
 領東八箇國。奪官鑰。任國司。惣行除目。大臣以下文武百官  
 皆以點定。但所闕者曆博士計也云々。此文をもて見まは將  
 門が置し百官ハ大臣以下の諸官悉く皆朝廷の官号採用  
 ひたるなり。新ハ官号を作ア。ふらあらば然きども  
 曆博士を闕置さる。とあり。曆道成知ア。ふらあ者  
 なるや。ゆゑ事をかきたる形多し。古書に東百  
 官の名付をる人ハ一人も見えら。是亦證と云ふ。室町  
 殿日  
 記といふ書。真字みく書て廿五卷あり。尊氏義詮義満三代の事  
 を記し。卷尾ハ飛鳥井雅綱郷の跋あり。是偽書あり。事實を  
 記す所實録と曾て合はず。載る所の人名東百官の名多し。室  
 町殿の時代ハ東百官といふ名目あり。其名付たる人も

太郎次郎

昔ハ太郎次郎三郎の上ハ氏を添ていひしなり。源太郎  
 平次郎藤三郎の類なり。源源平氏藤原橘橘或ハ吉の三  
 三枝清原紀紀文文屋善三善宗惟宗新新家氏又此外  
 氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏  
 の氏あやう。何ハ新撰姓氏録拾遺抄姓名録抄等に見  
 えり。近世ハ源氏の子ハ名ハ平次郎平兵衛ふといふ  
 もあり。藤原氏の人ハ源三郎平四郎などいふもあり。お  
 後あに物成知らぬともあやうなる事あり。む  
 か。梶原平三景時が嫡子ハ源太景季何ハ。此時ハ近



世のぶとくみだりし取違ふるやうなる事ハ形し。堀原  
ハ平氏ふて源太と名付る事子細何あづし。景時ハ頼朝卿  
の寵臣たるゆゆ。若頼朝卿より源の字を賜ふと源太  
といひし。其事東鑑よとてす。故あづし事あづし。  
嫡子ハ太郎。二男ハ二郎。或ハ次郎三男ハ三郎なり。以下推て知  
るべし。近世も嫡子ハ何五郎。何三郎。三男に何太郎。何次郎  
ありて。嫡庶の次第乱きことあり。むう。曾我祐成を  
兄とす。十郎といひ。時宗ハ弟に五郎と名付し。ハ子  
細ありて常の例よ違ひ。事あづし。其故ハ正一紀實録  
に見えざる事なり。今ハ知アがふし。

氏左衛門右衛門  
權

藤左衛門ハ藤原氏の人。左衛門の官よりなりたる形也。藤右  
衛門。藤兵衛ふと推く知るべし。平左衛門。源左衛門以下。  
其外の諸氏も同意なり。推て知るべし。亦權左衛門權兵衛  
門等。以權の字ハ凡諸官ハ何の官ハ人数幾人と定めあり。然  
るも其官にありて。勤方繁くて定の人数ふと。御用向  
辨し難き事あき。定の外より人数を増ふ。これ或權官と  
いふあり。權の字を氏ふあらば。是も官名なり。

某内。某藏。某作

源氏の人ハ内舎人カドナリといふ官ふありたるを源内といふ。平氏



ハ平内といふ。藤内。善内。三善氏あり其外推て知るし。此事吉田兼右卿の官職難儀に見えり。或説は源氏の藏人シラウケの職よりたるハ源藏といひ。平氏ハ平藏といふ。其外の氏も推て知るべしといふ。按ずると藏人の職の中より六位藏人といふ何れと。六位藏人定數四人あり。第一臈を極臈キョウラクといひ。第二臈は差次サシツギの藏人といふ。第三臈は氏藏人といひ。第四臈を新藏人と称す。右の氏藏人ハ氏を添て。藤藏人。源藏人といふ。是を藤藏。源藏といふ事ハ明し。然るに右の説用ひがきし。又修理の官ハ唐名伐匠作といふ。源氏の人は修理の官にありたるを源作といふ。平氏以下

も推て知べしといふ説あり。さても有るやうなれど。古書に見えぬを以て用ひがきし。

小太郎 又太郎

源氏の嫡子ハ源太郎あり。源太郎の子ハ小太郎なり。外の氏と同じ。熊谷次郎直實直家の子を小次郎直家といひ。河越太郎重頼茂房の子ハ小太郎茂房といひ。又太郎といふハ小太郎の子をいふ。

某大夫

源大夫。平大夫。源平の入れ五位よりなりたる。然るに平大夫といふは五位は事あり。無官の大夫敦盛と



いふも官ハあつて位をうり五位小宮ありゆきあり  
何大夫と云ふも何きとゆひし事なり

助丞

何之助何之丞といふ助丞の字も官名の字なり何之進  
の進も官名の字なり源平盛衰記 卷十九佐木馬 如法あり  
に草鞋置た 草鞋置た 旅人もいふ見えざりけるに  
馬追て一人見え来る高綱といふはづれ人ぞいづく  
へいふふととて是はくつたもの者に候がかきふ  
郡こあきの八日市へ行くものなりと答ふ名をぞもれ  
といふぞと問へば男あやうげと思ふべきなり

うさげといふはちへく問ひたり紀之助とぞ名ので  
たふととえりむりも下賤のものよきどかくの  
ごやく官号の字を肩したるものも何なりと見えたり

諱

貴人の御名乗れとて御諱といふハ誤なり人の存生  
の時れ名をむ名といひ死したるにせは人の存生れ  
時の名成バ憚といふ事いふ諱をいふ事宗と執子たる  
者も父の名をいふ臣も父者ハ君の名成いむ成礼とさふ  
あり故にいみ名といふなり此事唐の書を見えたり  
ちうくハ字彙少も生曰名死曰諱と見えたり是を知らぬ



人の貴人のいふ存生少く在るに御諱といふ人有り。是  
死人と同トくもるなり。いふこと事ふて甚無礼  
あり

諡

親長卿日記文明三年の條 小後花園院号定時中院大納言通秀 申詞

上下

允諡法事起於周道遠及日域者歟神武以來至文

武四十二代者是淡海公所製事也幽合也其後儀式依平

日之德行諡号或以後院御所證成追号有山陵之申緒有

庵号之遺詔彼是非一者乎よ勸修寺中納言教秀 申詞

ふと如為長卿記者元明天皇敕命以其國其郡可為諡号

之由分明也云と見えたり

反名

名乗字を反カとといふ事上古にハ曾てあるや一ハ案日本

小々上古文字なり人此名の口ふくといふのこ小々文

字に書く事あり文字に書く事ふくは名乗字反

そといふ事あり人皇十六代の帝應神天皇の十五年百

濟國とて王仁といふ博士ハカセをめらるる小十六年此方

へ渡り来り皇子兔道稚郎子ウサミチノコを師ウシとて諸の書籍

を學びたり由日本紀小見えあり是日本小て文字を

讀と書とを以て始なり是より前小名乗字といふ



物ハちれな系。切韻文字の音を反を事ありの學ハ西域天竺のより唐へ

渡り來りたりといふなり。日本へ渡り來りてハ人皇三

十一代敏達天皇の御代始りて佛法の渡り來りて時

是より前三十代欽明天皇の御時佛法渡りてより猶後ハ渡りてより其よ

り以前ハ切韻の學ありゆゑ文字の音ハ反をとりて事

ありき。名乗字を反をとりて事もあり。古代の書ハ

名乗字ハ反を事曾て見えぬ。中古盛りにてや出たる

事あり。何れも名乗字を反をとりて事あり。文字ハ五行の

相生相剋の理を法も。性ハ合ハ合ハどの吉凶ハ撰ぶ物

いふより出たる事あり。日本へ文字も切韻ハ學も

いふより渡りてより一世には名乗字を反をとりて名付たる人ハ

れし。然まども名乗字因りて凶事ハ逢りたり。凶事ハ

古書ハ見えぬ。そのいふは事何の益もなき事あり。

韻學者の説。古人名乗字の凶あるにありて。其のいふは逢たるは例ヲ舉ていふ事あり。是ハ其道を貴くせんが為。誣て其説を

ほりたりたるなり。予が知る人ハ名乗字ハ吉あり。不幸短命あり。人あり。人ハ身の吉凶禍福也。名乗字の吉凶あり

る事あり。其の上主人貴人の御一字を賜へり。我家ハ惑ふ事あり。通字トカと合カて付く時。反字カが凶ありて。二字とも改る事

ハありぬ事あり。おろろ人ハ身の上ハ吉凶ハ名乗や判ふ

とに因る事あり。我ハ心よりて吉をとりて凶也も

招くあり。武士も忠義の二ハ忘る事あり。何事ハ恐る



一からす。たゞそ名乗ハ元服の日。烏帽子を着せ給  
ふ人より申受る事な。或ハ故ありて主人貴人の御一字  
代申受る事も有り。然るに今世ハ陰陽師又ハ出家を以て  
頼りて名乗字を反さして付るも多。かれ陰陽師出家を  
いふはえがし親ふ當るなり。歴々の武士たる人かれら  
がえはし子にある事口をいふ事あり。ばや東見記に  
云。名乗の反。日本ふるハ中古よりあり。何と見えそり。詞  
花集と崇徳院仁平元年に撰ぶる。其詞花の二字を反し  
て邪の字と反る。代以て難ざられ。多あり。日次記に  
いふも反の事あり。とあり。中古以来の事なり。上古ふ

て曾てのし。江家次第にも名乗切字の事見えたり。と  
もかゝも中古以来の事なり。

### 女名於字

近世の女は名ふ。おとめ。おさよ。あづ。付る事なり。昔も  
如此。名き。きり。太平記卷廿二。佐々木信胤宮。小菊亭  
方もある條殿。御妻オサイとて。みめ。あぢ。たぐ。い。あ。其品い。し。うら  
で。あ。よ。あ。た。あ。女房あり。き。云。又云。おさ。の局  
へ。め。あ。云。此。お。さ。い。あ。い。り。名。今。の。如。く。あ。  
あ。あ。付。い。あ。ら。あ。き。あ。ハ。如。此。あ。名。付。し  
人もあ。あ。あ。



役名之部

家老 年寄

家老ハ家令カウカアリ。令ハ小補韻會小廣韻を引て命也法也といへ。命令ハ人ノ物モノ出申付シラセつツりリ。法ハ法度法式ホウドホウシナリ。家令カウカトシシ小役コヤクス。主人シユジンノ家カレレ法度法式ホウドホウシを司シどりリテ。人ノ物を申付シラセふ役ヤクなり。家令カウカノ名目ナメハ和漢共ワカンキョウト同じ。史記シキノ高祖本紀コウソホンキ小太公家令コトウカウカウカ説テ太公曰トウコウイフト何ナニと家老カウカノ事コト多シ。日本ニッポン小コト家令カウカノ名ナ官位クワンイ令職カウカシヨク負令カウカシヨク見ミえスり。親王又臣下にシもシも職事シヨクジ役ヤクをシほシむ。人依ヨりシまシり。一位イチイ二ニ位ニイ三サン位サンイノ家令カウカハ朝廷テイテイトシ補ホせシらシ。位イをシ給キらシ。家令カウカハ二字ニジカレウカレウト讀

カレウ轉テてカラウカラウトナル。其詞ト付ツて俗ソクニ家老カウカノ字ジ成用セイヨウしたるシあり。家令カウカノ事コトをシり。よりヨリといイふ。家老ノ字ジとシ出デる。係詞なり。

城代

畠山記ハライサンキ上州カミシュウノ城代シヨウダイ大石見守オオイシミノリ憲重ケンシユウ云ク河内カウチ若江ニガハノ城代シヨウダイ遊ユ佐サ河内守カウチノリ云クと見ミえス。

用人

用人ヨウジント云クふ。名目昔コトハ今世イマヨノ如ニク定サめ。役ノ名ナハ何ナニら。その名目もシあり。東鑑卷クワン二ニ養和元年ヤウワノトシ四月シツ廿日ニジツ條ジョウ小遠江國コトウエノクニ浅羽庄アサノシラ司宗信ノリノブ依ヨ安田ヤスダ三郎サンロウ義定ヨシサダ訴カ雖被シ收ト公トウ所トコロ



領謝申之旨不等閑之間安田亦執申之仍且返給彼庄内  
芝村并田所職畢是子息即從有數尤可爲御要人之故云  
云の卷三十四仁治二年九月七日條 小<sub>有</sub>臨時評定爲出羽前司  
行義奉行細工所輩恩澤事有沙汰野世五郎拜領相摸國  
横山五郎跡新田垣内等是細工故日向房實圓本給地也  
女子頻雖申子細付藝能充給訖今又爲御用人分勿論云  
云太平記卷三十三新田義興自害の條 小<sub>兵衛佐殿も竹澤も他も</sub>  
殊ある思ひをなされ傍輩共も皆おのり過た家御用  
人寫本よハ御用人とあり印本ふと御要人とあり 有べからば悦ぶ者も  
ありりりり云と見えたりゆゆハ要人あるべきか家老

小引續て肝要人といふ事をなすべしおのり主家よ仕ふる  
人貴賤れ品こそハ何き主用るたものもあはれハ用人  
といふ役のよ限るべからば要人とかきて其義叶ふし  
奉行  
奉行ハ物を司る役なるを奉行頭人あど書り臨時に命ぞ  
らら役なりその名目ハ國史よあまふあり

奏者

奏者の事宗五記云公方様ふてハ申次シツギと申私にくと奏  
者と申た案云々ま室町將軍の時れ事あり海人藻  
效惠命僧正宣守の記し云近日奉行頭人等内に云次ツギを称奏者候



傍若無人の事也。葵の字ハ限<sub>テ</sub>天子言事也。然則関白以下諸家ノ物成申<sub>ス</sub>者を申次と称<sub>ス</sub>。如此事當世以外乱<sub>ス</sub>也。雖然順<sub>ト</sub>時世可<sub>キ</sub>得其意也。と見えたり。

馬廻

馬廻の事。此称古<sub>ク</sub>有<sub>リ</sub>あり。御内書案文<sub>ノ</sub>。永正六年。惠林院殿<sub>義植公</sub>。細川右京大夫。小給む。御内書の文。就<sub>テ</sub>今度敵出張之儀。年寄馬廻之諸侍。無<sub>ニ</sub>無<sub>ニ</sub>如在通被<sub>及</sub>聞食候。尤以<sub>テ</sub>神妙能<sub>ク</sub>可有<sub>レ</sub>褒美候也。と見えたり。

代官

代官の事。東山殿年中行事<sub>正月十一日の條</sub>。小植島玄蕃助事。字

治代官惣頭ナリとあり。是今世に代官と同ドか。ほし。此外古書ノ君の御代官と。てま。い。ハ。主君れ名代と云ふ事あり。是ハ別の事なり。

同朋

同朋の事。或<sub>レ</sub>説ふ云。鹿苑院義満公幼少の時。細川頼之執事と。ふ養育<sub>ス</sub>。頼之の計<sub>ハ</sub>。法師六人。ふ異體の衣服。着せ。大小刀を。倭房<sub>子イバウ</sub>と名づけ。又童房<sub>トウバウ</sub>と云て。何阿彌<sub>ナニアミ</sub>と名のらせ。色。諸大名の。笑。是義満公。倭人を。くむ事。教へ奉ら。為なり。諸侍の中。小倭人。何れ。



侍童房と名付きふゆゑ、倭人ごとと耻らるゝと云々、本ハ童房と  
書たる云云、後ハ同朋と書せりとのなり。按ずるに是、偽説  
なり。大小刀をさし事も其時代の風よりらば、寶篋院義詮  
公、征夷大將軍御拜賀御参内之儀式に、供奉の行列を段々  
と記して、其次、隨身馬上隨身姓名、赤金襴の上着、小虎豹之  
尻鞆の太刀、滋藤弓、尻籠コホヒ負厚総の尻鞆懸シリガイて、左右を分く二行  
に乗也。此間の文其次御長刀二振、御同朋右同前之上着、今畧之て、  
馬上にて持之と見えり。義詮公ハ義満公の父なり。右の文  
ハ同朋あれど、義満公以前より同朋あり、事を志す  
べし。

中間 侍カ者 雑色

中間チラゲンといふハ昔も侍ササヒ中間小者と次第して侍、小者と  
の間にあつゆゑ、中間といひ多しなり。中間昔よりあり、古  
今著聞集卷十七變化之部、主殿頭光任朝臣中畧、父朝臣グモ  
とみて召仕ひたるハ中間次郎法師磨磨普通本よ、云々、源  
平盛衰記卷十三熊野新宮軍の條、黒丸といふ御中間とあり、是  
ハ高倉宮の中間をいふ、同廿二の卷衣笠合戦の條、小、雑色二人ハ  
馬の口むがせ、中間六人ハ左右ハ腰おさせ云々、同四十五  
の卷内大臣被斬の條、小、地藏冠者といふ中間と、カ法師といふ  
カ者カ者と云々、東鑑卷五十月弘長三年八月九日の條、小、来十月三日、將軍



御上洛小よりりて。諸奉行を定る中。小恪勤侍小野寺左近大  
夫入道光連。御中間信濃判官時清。御力者佐渡大夫判官  
基隆とあり。是ハ中間の奉行をいふあり。太平記十七の卷  
堀口貞満奏請の條。小皇居近くありきま。貞満馬より下り。曹カネを  
脱ヌで中間よりいせ云々。下學集に。健兒所コニ。中間之。居所也。はる宗五  
記云。公方様にハ御中間とてハある候。又云武家より雜ザク  
色シキを申ハ中間より下り。馬屋の者よりあ上ぐり也。公家ハ  
ハ中間を雜色と被仰候。又公方様の御雜色と申ハ。又別  
て候云々。武雜書札篇。天文二年七月六日の首泮文を  
記したるに。中間彦六とあり。苗氏おし。其外侍ハ皆

苗氏を書る。昔も中間ハ苗氏代名のつらとさる。と  
見也。大的體拜記。矢取の中間直ヒタタレ垂タレを着るべき由見え  
也。今世の中間とてハ品と終り。た者なり

小者

小者コモノれ事。御成次第故實。伊勢備中守平貞藤永。永年中記之。小云。御小者も  
御輿オシのきとほコレあ上ぐり候。御志オシやうコレをコレ持候也。御小者  
久コトくコトめコトつコトのコトれコトたコトるコト。ちと年寄たもコト持候云々。宗  
五記云。公方様御小者ハ六人コトぼコト番コトありて走コトり候。左候  
布コト小大名衆ハ四五人コトよコトてコト過コト候。由古コト人ハ申され候  
云々。永禄十一年靈陽院義昭公。朝倉義景亭へ御成之記



小御小者右の先熊若鶴若左の先梅若干若とあり。小者の名ハ何若と名付一事と見也

右筆イウヒツの事筆致執る人をいふ。東鑑卷一治兼四年六月廿二日條小康清

歸路武衛遣委細御書被感仰康信之功大和判官代邦道

右筆被加御筆并御判云々又養和二年五月十二日條伏見冠者藤

原廣綱初参武衛是右筆也。馴京都者依有御尋安田三郎

被舉申之云々是等右筆とて定まらる役とてあらば物

書きたるは右筆と云るあり。今川了俊の難太平記に今年とあり。以の外エウハブケ中風氣ある間時々右筆不叶思の外

の方に筆曲る間本より比鳥の跡愈比興也と記をり。是了

俊自身書く事或右筆といふるあり。人の代筆をまぐる事

を右筆と心得るハ誤なり。筆致執る書く事を右筆

といふ。今世ハ役の名とあるあり。或説に右筆といふハ禮記に

右史書言といふより出たりといふ

藏法師クラホシの事武家に藏を預り米穀あど錢出入する者を

藏法師といふ。古ハ剃髮の者といふる役なるゆゑ。今世俗

人あり。昔の名目残して藏法師と云ふあり。源平盛衰

記卷四鹿ガ谷酒師光ハ右衛門尉成景ハ右衛門尉とぞ申



けふ。信西平治の乱に討きし時、二人やもふ出家して、右衛門尉入道ハ西光、右衛門尉入道々西景とて申あはれ、二人ながら御藏の預りて猶被召仕たり云々、東山殿年中行事に、正實房、定泉房事ハ御藏法師ナリあど見えたりと

足輕

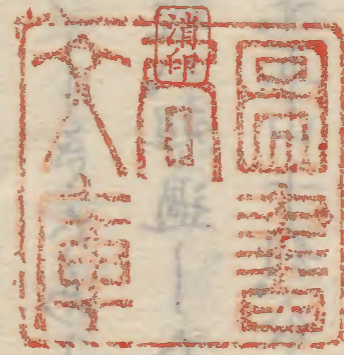
足輕の事古より有り、源平盛衰記卷十三信連戦の條に、足輕共乱入てさざし奉きと下知を、同卷十四三井寺合戦の條に、足輕二三百人法勝寺に北ごはより祇園の邊やうて、まゝありと在家ガイケ小火を放ちあぐ云々、太平記卷卅六秀詮兄弟討死の條に、楠が足輕の野伏三百人、両方の深田へ立渡りて、鏃次そろへ散り射る云々、雜談知

一條兼良  
公御作

小足輕といふもの長く停止せらるる事、昔より天下のみごころ事ハ侍れど、あがはといふ事ハ奮記おごにも志あさるる題目なり、平家のうぶろといふ事をこそめば、けりしきためしよ申侍りしを、おは度始り出來き、足輕ハ超過したる悪黨也、そのゆゑも、洛中洛外の諸社諸寺、五山十刹、公家門跡の滅亡ハうけらるる所シロガ行か、敵のたてこもるらん所におきてを力あし、さもたて所くを打やぶり、何多ひハ火城うちを財寶のみめ、事ハひとつりむが強盜といふ處し、かゝる事ありハ前代未聞の事なり、下按むる古に足輕といふ者、合戦の時



諸方の悪黨をめぐりかへおると、くわんりつをせたる事と  
見也



四季艸四の巻 秋草上 終



